遺産分割協議書

平成１７年４月１日、〇〇市〇〇町〇番地　坂東太郎の死亡によって開始した相続の共同相続人である坂東花子、坂東一郎及び岩井貴子は、本日、その相続について、次のとおり遺産分割協議を行った。

１、相続財産中、〇〇市〇〇町一丁目１２番宅地１２３．４５平方メートル、同所所在家屋番号２３番居宅木造瓦葺２階建床面積１階５５．００平方メートル２階３０．００平方メートルの建物は、坂東一郎の所有とすること。

２、相続財産中、〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）３００万円は岩井貴子の所有とすること。

右協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、壱通を保有するものとする。

平成１７年５月６日

〇〇市〇〇町二丁目１２番地　　坂　東　花　子　印

〇〇市〇〇町二丁目１２番地　　坂　東　一　郎　印

〇〇市〇〇町三丁目３４番５号　　岩　井　貴　子　印

＊印は印鑑証明と同じ実印を押印し、印鑑証明を各１通添付する。

＊数枚に渡るばあい、各自の実印で割印をする。